

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 兵庫県 】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>(1) 学識経験者        桃山学院大学国際センター講師、大阪大学大学院人文学研究科准教授</p> <p>(2) 関係機関・団体担当者        (ア) 県立芦屋国際中等教育学校教頭        (イ) 兵庫県産業労働部国際局国際課地域国際化班長        (ウ) (公財)兵庫県国際交流協会事業推進部多文化共生課長</p> <p>(3) 関係教育事務所・市教育委員会        阪神教育事務所主任指導主事、播磨東教育事務所指導主事、丹波教育事務所推進専門員        神戸市教育委員会学校教育課指導主事、芦屋市教育委員会学校支援課主査        三木市教育委員会学校教育課主査兼指導主事、姫路市教育委員会人権教育課指導主事、        丹波篠山市教育委員会学校教育課指導主事</p>
<p>2. 具体の取組内容</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営(外国人児童生徒等に対する教育支援運営協議会の設置・開催)(必須実施項目)</p> <p>【協議内容】</p> <p>① 散在地域における外国人児童生徒等受入に関する現状と課題        ② 各地域の実態を踏まえた学校における指導体制の構築        ③ 日本語指導の在り方及び研修等        ④ 県及び市町間の就学支援ネットワークの構築        ⑤ 成果の普及等</p> <p>【開催日・テーマ】</p> <p>第1回…令和5年6月27日(火)於:オンライン開催        「今年度の取組むべき内容と方向性について」</p> <p>第2回…令和6年2月6日(火)於:オンライン開催        「今年度の成果と課題について」</p> <p>(2) 学校における指導体制の構築(学校における指導体制の構築のための協議会を実施)(必須実施項目)        各地域の実態を踏まえた学校における指導体制の構築について協議を行う。</p> <p>【協議内容】</p> <p>① 各地域の実態を踏まえた学校における指導体制について        ② 帰国・外国人生徒等教育の担当教員と支援員等による指導・支援体制の構築について</p> <p>【開催日】</p> <p>第1回…令和5年6月27日(火)於:オンライン開催        第2回…令和6年2月6日(火)於:オンライン開催</p> <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施(必須実施項目)</p> <p>(3)-1 日本語指導研究推進校連絡会による「特別の教育課程」にかかる実践研究</p> <p>【協議内容】</p> <p>ア 「特別の教育課程」による日本語指導の在り方について</p>

イ 個別の指導計画の作成等について

ウ 学校の推進体制について

【開催日及び会場】

○連絡会

第1回…令和5年5月10日(水) 於:兵庫県庁

第2回…令和5年11月13日(月) 於:芦屋市立潮見小学校

第3回…令和6年2月14日(水) 開催 於:兵庫県庁

(3)ー2 日本語指導先進地の取組状況等視察の実施

福井県における高等学校における日本語指導の取組について、資料及び情報等を収集し、その成果を本県の施策に反映させる。

【月 日】 令和6年2月15日(木)

【視察先】 福井県立足羽高等学校、福井県立武生高等学校・定時制

【内 容】

(1) 高等学校における日本語指導及び校内支援体制について

(2) 散在地域におけるオンライン日本語支援について

(4) 成果の普及(必須実施項目)

- ・ 運営協議会・日本語指導研究推進連絡会等の機会を通して、指導体制・指導方法について共通理解を促す。
- ・ 事業における成果を県と市のHPに掲載する。

(5) 学力保障・進路指導(外国人の子どもの就学状況調査を実施)【重点実施項目】

【調査内容】

調査対象

令和5年5月1日時点で県内各市町に在住している学齢期の児童生徒

調査項目

- ア 就学状況(義務教育諸学校、外国人学校、転居・出国(予定含む)、就学状況把握できず、不就学者数)
- イ 不就学外国人児童生徒(子ども)の実態

(9) 日本語能力測定方法等を活用した実践・検証(日本語能力測定方法活用のための協議会等の実施)

【協議内容】

① 日本語能力測定方法の実施方法および活用について

② 日本語能力測定方法を活用した子どもの習得状況に応じた指導計画について

【開催日】

○研修会

令和5年5月22日(月)～6月23日(金) 於:オンラインによる動画視聴

「学校で外国人児童生徒等を支援するために」

○連絡会

第1回…令和5年5月10日(水) 於:兵庫県庁

第2回…令和5年11月13日(月) 於:芦屋市立潮見小学校

第3回…令和6年2月14日(水)開催 於:兵庫県庁

(13)その他ー1 教育委員会と関係機関との連携による就学支援体制の整備

外国人児童生徒にかかわる就学支援ガイダンスを実施し、外国人児童生徒及びその保護者等に、就学や進路等についての情報提供及び教育相談を行うとともに、外国人児童生徒等にかかる状況や課題、ニーズ等の把握に努める。

【日時及び会場】

- ① 神戸会場 令和5年7月 8日(土) 14:00～16:30 神戸市立総合教育センター
- ② 川西会場 令和5年7月 23日(日) 14:00～16:30 キセラ川西プラザ
- ③ 三木会場 令和5年8月 5日(土) 14:00～16:30 三木市立教育センター
- ④ 芦屋会場 令和5年8月 26日(土) 11:15～15:30 芦屋市民センター

⑤ 姫路会場 令和5年9月10日(日) 14:00～16:30 姫路市市民会館

**【内容】**

- ア 『就学支援ガイドブック』を活用した説明
- イ 会場地の地域性を考慮した就学及び高校入試に関する説明
- ウ 外国人生徒にかかわる特別枠選抜についての説明
- エ 外国人の高校生等による体験発表
- オ 教育相談(個別)

(13)その他-2 『就学支援ガイドブック』の充実に向けた取組

義務教育学校の設置や平成28年度外国人生徒にかかわる特別枠選抜実施こともない、平成22年度に作成した就学支援ガイドブックの改訂版(多言語版を含む)を更新するとともに、外国人児童生徒等にかかわる教育相談等における資料として活用する。

**【内容】**就学支援ガイドブックの改訂版の作成

- ※ 16言語翻訳(日本語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、英語、アラビア語、ネパール語、ロシア語、ウルドゥ語、ミャンマー語、フランス語)の内、9言語(日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語、ネパール語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語)改訂

**【活用方法】**

子ども多文化共生センターのHPに掲載し、ダウンロード対応とする。

### 3. 成果と課題

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営(「外国人児童生徒等に対する教育支援運営協議会」の設置・開催)

**【成果】**

- ・ 集住・散在地域における公立学校への受入体制の現状と課題が共有できた。
- ・ 集住・散在地域における公立学校での日本語指導の体制や在り方の成果と課題が共有できた。
- ・ 各市の実践や講師の指導助言から、課題解決の方策が検討できた。
- ・ 県及び市町間の連携を進めるネットワークの構築につながった。

**【課題】**

- ・ 散在地域における指導者等人材確保や資質向上
- ・ 指導者や地域人材の育成
- ・ 県内全域において、等しく質の高い日本語指導を継続できるように本事業を発展させたい。

(2) 学校における指導体制の構築

**【成果】**

- ・ 各市での取組を共有し、共通理解を図ることができた。
- ・ 各地域の実情を踏まえ散在地域における体制作りについて協議することができた。
- ・ 散在地域における日本語指導の在り方について協議することができた。
- ・ 高等学校等における特別の教育課程の実施に向けた日本語指導の在り方について協議することができた。

**【課題】**

- ・ 児童生徒が安全に通級できるシステムの検討
- ・ 拠点校に配置される教員や支援員の日本語指導力の向上
- ・ 地域人材の育成と確保
- ・ 関係団体とのネットワークの構築
- ・ 成果の公表

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

(3) - 1 日本語指導研究推進校連絡会による「特別の教育課程」にかかわる実践研究

**【成果】**

- ・ 「特別の教育課程」による日本語指導の在り方に関する協議会を行うことで、「特別の教育課程」を編成する必要性や児童生徒の指導法等についての共通理解を図ることができた。

- ・ 他の学校の取組を参考にして、自校の実情に合わせた取組を行うことができた。
- ・ 「特別の教育課程」について、各校の研究実践の検討や情報交換を行うことによって課題に対する方策が検討できた。
- ・ 児童生徒の実態に応じた個別の指導計画の作成や在籍教室の授業と取り出し授業の連携や多読による効果的な日本語指導などについて共通理解を図ることができた。
- ・ 協議会で学識経験者を招聘することで、各学校の研究推進が促進された。

**【課題】**

- ・ 「特別の教育課程」についての周知と実践研究の発信
- ・ 補助対象市内の小中学校において、「特別の教育課程」による指導目標を100%としてきたが、日本語指導が必要な児童生徒のうち「特別の教育課程」で指導を受けた児童生徒は35%であった。実際の児童生徒の姿に照らし合わせて、学校の推進体制づくりなどを学校に働きかけていく必要がある。

(3)ー2 日本語指導先進地の取組状況等視察の実施

**【成果】**

- ・ 先進地の取組状況等視察では、オンライン日本語支援が、散在地域の日本語指導が必要な生徒への支援や校内支援体制の構築への効果を確認することができた。また、高等学校における日本語能力測定方法を活用した学習支援や進路支援について、情報収集することができた。

**【課題】**

- ・ 散在地域におけるオンラインを活用した支援の仕組みづくりなどを学校に働きかけていくことと指導者の育成の研修等が引き続き必要である。

(4) 成果の普及

**【成果】**

- ・ 外国人児童生徒が散在する地域における支援の在り方や支援体制の整備について、各市町や各学校の参考になった。
- ・ 「特別の教育課程」の編成やDLAを用いた日本語能力測定の推進を促すことができた。

**【課題】**

- ・ 児童生徒の日本語能力に応じた日本語指導に関する教員対象の研修会の実施
- ・ 児童生徒が散在する地域における支援のあり方や支援体制の整備に関する研修会の実施

(5) 学力保障・進路指導(外国人の子どもの就学状況調査の実施)

**【成果】**

- ・ 不就学児童生徒の実態を把握し、当該家庭に就学に関する情報を提供することができた。
- ・ 市町担当者が、関係機関と連携して、21名の不就学児童生徒の保護者の意向について定期的に連絡を取り、状況を確認することができた。

**【課題】**

令和5年5月1日現在の全県調査の結果では、21名の不就学外国人児童生徒数が確認された。今後も家庭環境の複雑化に伴い、就学していない、または、一旦就学しても不登校、長期欠席の外国人児童生徒の増加が予想される。市町教育委員会、関係機関・団体との連携を一層強化し、継続的な実態把握及び適切かつきめ細かな支援が引き続き必要である。

(9) 日本語能力測定方法等を活用のための協議会等の実施

**【成果】**

- ・ 日本語能力測定方法活用のための研修会で、県内の教育事務所担当指導主事等、子ども多文化共生サポーター派遣市町教育委員会担当者、子ども多文化共生サポーター派遣校教頭等、子ども多文化共生サポーターに対して、日本語指導が必要な児童生徒への効果的な支援について共通理解を図ることができた。
- ・ 第1回日本語能力測定方法活用のための協議会で、日本語初期指導段階における日本語指導の在り方に関して、共通理解を図ることができた。
- ・ 第2回日本語能力測定方法活用のための協議会で、日本語指導の授業実践について協議を行い、指導方法について技術を学ぶことができた。
- ・ 学識経験者を招聘し、日本語能力測定の実施に向けた実施者の技能向上を図るとともに、日本語能力の

測定結果を踏まえた日本語指導について研究が進められた。

**【課題】**

- ・ 日本語能力測定方法の周知と発信
- ・ 学校の体制づくりと指導者の育成
- ・ 測定結果を教科指導に生かす授業研究の推進
- ・ 測定結果を個別の支援計画や特別の教育課程編成に生かす研究の推進

(13) その他ー1 教育委員会と関係機関との連携による就学支援体制の整備

**【成果】**

- ・ 個別相談を行うことで、就学に不安のある外国人児童生徒、保護者、関係者の不安を除くことができた。
- ・ 外国人生徒にかかる特別枠選抜を含め、進学や奨学金に関する詳細な情報を伝えることができた。
- ・ 進学に関する情報提供を行うことで、参加者の進路選択肢拡大につながった。
- ・ 外国人児童生徒及び保護者等に、就学や進路等について情報提供及び教育相談することの意義を各市が認識できた。
- ・ 関係市教育委員会にも協力いただくことで、継続的な支援につながった。
- ・ 進路を実現した高校生の体験発表を聞くことにより、参加者への意欲づけをすることができた。

**【課題】**

- ・ 家庭環境の多様化や児童生徒の実態により、福祉機関や医療機関との連携を検討が必要
- ・ 支援が必要な児童生徒に情報が行き渡るように、開催地や広報に工夫が必要
- ・ 参加者の国籍の多様化に対応するため、翻訳資料等の整備が必要

(13) その他ー2 『就学支援ガイドブック』の充実に向けた取組

**【成果】**

- ・ 日本語を含めた16カ国語版を整備することにより、外国人児童生徒等にかかる教育相談等資料として活用することができた。
- ・ 改訂版を見直し、更新することで、外国人児童生徒等に係る教育相談等における資料として活用できた。
- ・ 外国人児童生徒等に対して最新の情報を提供することで、進路に向けた有効な資料として活用できた。

**【課題】**

- ・ 内容の随時更新
- ・ 翻訳や配布等にかかる経費負担
- ・ 資料の周知

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 ( 園)	93 人 ( 16校)	19 人 ( 4校)	人 ( 校)	人 ( 校)	人 ( 校)	人 ( 校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		46 人 ( 9校)	9 人 ( 3校)	人 ( 校)	人 ( 校)	人 ( 校)	人 ( 校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・ 市町、教育事務所、関係機関とのネットワークの充実
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒等に対する個別の支援計画や特別の教育課程の編成等の体制整備
- ・ 日本語能力測定結果を踏まえた日本語指導の推進
- ・ 散在地域における継続支援体制の構築
- ・ 子ども多文化共生センターを活用したネットワークの拡充と情報発信